$\bigcirc$ 判 断 [するための基準として定める総]融商品取引法第五十七条の十七] 損 第 失可 収力規 及び資本再構築力に係る健全性の状定に基づき最終指定親会社が最終指 況を表示する基準(平成三十一定親会社及びその子法人等の経 年 営 金の 金融庁告示

ように改; 第十号) め、改正なにより、 改正 前欄に掲げるその標 記定 部の 所分に二 に 二重傍線を付した号を削る。を付した部分をこれに順次対応する改正 後欄に掲げる規 定 0) 傍線 を 付 した部 分の

十二~十四 略]		掲げる比率をいう。	表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第四欄に	十一 最低所要総エクスポージャーベースTLAC比率 別 -	三~十 略]	当する額	バレッジ比率告示」という。)第二条の算式の分母に相	三十一年金融庁告示第十三号。以下「最終指定親会社レ	るレバレッジに係る健全性を判断するための基準(平成	かどうかを判断するための基準の補完的指標として定め	及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当である	子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社	ハ 最終指定親会社にあっては、最終指定親会社及びその	[イ・ロ 略]	総エクスポージャーの額 次に掲げる額をいう。   1	[略]	当該各号に定めるところによる。	条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、 第	改 正 後
[十二~十四 同上]	める比率とする。して必要があると認められるときは、金融庁長官が別	的なマクロ	表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第四欄に	十一 最低所要総エクスポージャーベースTLAC比率 別	[三〜十 同上]		当する額	三十一年金融庁告示第十三号)第二条の算式の分母に相	るレバレッジに係る健全性を判断するための基準(平成	かどうかを判断するための基準の補完的指標として定め	及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当である	子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社	ハ 最終指定親会社にあっては、最終指定親会社及びその	[イ・ロ 同上]	二 [同上]	一 [同上]		一条 [同上]	改 正 前

部 Τ L A C  $\mathcal{O}$ 計 算 方

2 資  $\mathcal{O}$ 玉 0 本 実 内 施 乗 算 再 処 構 ľ 出 に 理 当 7 築 に 対 得 当 に た 象 た額 た 用 り 最 り 11 預 終 を る 金 指 前 保 IJ 定 لح 項 ス 険 親 各 ク が 機 숲 号 構 社 で きる 0) ア に は 分子 セ 事 場 ツ 前本 に 1 合 に 邦 加 積  $\mathcal{O}$ に に えることが 額 4 は お 立け に 外 る 7 5 秩 部 五. れ 序 Τ で た パ L あ きる A 資 1 る セ С 金 処

を 削 る。

削

3

4 額 С 低 7 額 0 た に 額 セ 所 所 得 額 最 が で 要 た 低 要 項 か んら、 内 IJ 玉 除 1 額 所  $\mathcal{O}$ を ス を 要 内 部 規 乗じ IJ IJ ク 控 処 T Τ 定 得 除 ス ス 理 L を ク た 7 T L ク 対 Α 適 得 た 比 Cセ 象 用 た額を 率 額 ア 額 ツ ア 最 L に、  $\vdash$ を セ セ 終 た 上 と ベ ツ ツ 指 場 加 IJ ] 口 1  $\vdash$ 定 合 えて得 ス るとき べ 親 ス  $\mathcal{O}$ 12 ク Т 額 会 総 1 お 社 所 L に ス 1 は、 た額 て、 要 ア Τ  $\mathcal{O}$ Α 内 IJ セ C L ス 部 を 比 第  $\pm$ ツ Α 総 パ IJ ク Τ 1 率 C 所 • ス  $\mathcal{O}$ 項 ] 比 要 L 第 ア لح 内 ク 額 セ 率 Α • あ ン を セ 部 C 12 T 뭉 額 る 乗 ツ 1 Τ の中 セ じ 1 が を L \_ 乗 五は て  $\mathcal{O}$ Α

> L Α C 比 方 法

条 同 上

2

当 比 を 理 該 率 資  $\mathcal{O}$ 玉 本 実 0) 内 · 再 構 算 施 号 処 に 出 に 理 定 当 築 対 に た め 当 象 た ŋ る 用 最 り、 預終 額 VI ること を 金 指 保定 前 次 項  $\mathcal{O}$ 険 親 各 各 が 機 会 号 号 で 構 社 きる 0) 12 は、 に 分 掲 事 子 げ 場 前本 に る 合 に 邦 加 場 積 に 12 えること は 4 お 合 立 け  $\mathcal{O}$ る 区 外 て 5 秩 分 部 が に れ序 Τ で 応 た あ L き A 資 る С 金 処

ント  $\mathcal{O}$ 場 セ ント を乗じ 合」という。 低 所 で 要 て得 あ IJ る場 ス た ク • 額 合 T (第 IJ セ ス 五. ツ ク・ 条 1 に ベ T ] お セ 11 ス ツ て Т 1 L  $\mathcal{O}$ Т Α 額 L C に Α 比 <u>-</u> C率 五 段 が パ 階 + ] 適 六 セ用

 $\mathcal{O}$ ン  $\vdash$ 場 セ 最 ント 低 を乗 合」とい 所 ľ で 要 あ IJ 7 う。 る場 Ź 得 た ク • 合 T ( 第 IJ セ ス 五. ツ ク・ 条 1 に ベ ア ] お セ 11 ス ツ て Τ  $\vdash$ L 0 Τ Α 額 C L に Α 比 • C率 が Ŧī. 完 全 十 適 八 セ用

3 同 上

4 得 ト 応 「 最 に 額 С  $\mathcal{O}$ じ 総 低 定 た に 額 第 所 8 額 最 が 額 所 要リ 要内 る 低 項 で カュ なら、 除 該 額 所 玉 0) 各 部 ス を 要 内 規 号に 控 同 IJ 7 ク 処 Τ 定 得 . 除 項 ス 理 L を 定 ア L 各 た ク 対 Α 適 比  $\otimes$ セ た • 象用 С 号 る額 率 額 ツ ア 最 額 に L 1 を上 に、 掲 セ 終 た と を ベ げ ツ 指 場 加 ] 口 卜 合 次 る 定 え るとき 項 ス 場 ベ 親 に て 各 ] 会 総 Τ 合 お 得 号 L 社 所 0 ス V て、 た 要 K Aは X Τ  $\mathcal{O}$ 額 リス 内 掲 С L 分 をリ に 比 部 げ 第 Α ク • る Τ 率 応 С 所 じ ス 場 項 要 L 比 ク ア 内 合 لح 第 Α 率 あ セ 部 C0 当 を 号 ア X る 該 乗 ツ 額 Τ セ 分  $\mathcal{O}$ 中 各 じ 1 L て には Ø A

セ 要 額 低 総 た 所 カゝ で除 6  $\vdash$ 額 要 内 工 処 クスポ を 総 理 を 部 乗じ して得 控 IJ Τ 工 対 L 除 ス ク 象 ] ス 最 て L ク A 得 た た比率」 С ジ ポ 終 額 ヤ 額 指 た T 額を加えて得た額 に、 ] を ジ セ 定 ベ 上 親 ツ ヤ とする。 ] IJ 숲 回るときは、 1 ] Ź ス  $\mathcal{O}$ ベ 社 ク・ T L 額 ] 0 総 に ス アセ Т Α エ クス С L を総 ツ 比 同  $\pm i$ Α 率 1 項 ポ С 第 工  $\mathcal{O}$ 比 1 ク 額 と 率 セ ジ 号 ス に三 あ を ヤ ポ る 中 1 乗 1 0 ľ 0 を 五. は 最 ジ 乗 て 額 低 ľ ヤ 得 12 て ] 総 所 た 最

略

5

低 所 要 内 部 Τ L Α C額 0 計 算 方法)

第

は、 吸収 会社 って、 あ 五 額 力 下 及  $\mathcal{O}$ る 営 条 力 場 び 0 「最 にあって 11 各主要子 ず 及 合 資 健 当 最 び 低 全性 終指 れ に 該 本 所 カュ 資 再 お 最 は、 大き 会社 要 本 け 終 構 を 定 るそ 内 指 築 再 判 親 構 に 部 第 力 断 V 定 会 額 築  $\mathcal{O}$ 親 に す Т 0 社 号に掲 き、 力 る L 主 숲 係 が 国 一要子 最 る ため Α 以 社 С 次に 際 が 健 終 下 額 げ 統 会 玉 全  $\mathcal{O}$ 指 る算式 社 掲げる算式 内 内 性 基 定親 という。 基 処 準 グ  $\mathcal{O}$ 部 ル 状 とし 準 理 会 Т 行 況 社 に ] 対 L より プに 象最 て定 に を 及 該 に А 表 び C 以上とする。 算 当 ょ 係 終  $\otimes$ そ 示 額」とい する基 l 出 ŋ る 指 る 0 I され 算出 ない主要子 内 定 総 子 部 親 損 法 つされ 会 準 た 総 失 人 · う。 額 損 社 で 吸 等 た 失 あ で 収  $\mathcal{O}$ 

略

低所要 · 合け8 2. 25 Ш <u>ک</u> ا  $\square$ 資 \, \, 本比率は、  $\mathbb{H}$ 忆  $\mathbb{H}$ 大学 基準行の場 社が国際  $\Box \triangleright$ 1は4 統 <u>)</u>。 葉 \, \4 準行 ァ

> 応 低 ヤ 低 定 額 玉 じ 総 所  $\otimes$ か 所 内 要総 所 る 5 要 処  $\mathcal{O}$ 要内 額で除 当該 総 理 額 ユクス を 第 工 対 各 部 控 ク 象 号 除 ス L Τ 項 最 した額 に ポ て得た比 L 各 ポ 終 定 ] 指 Α 号 ] ジ め C ジ に 定 る額を. ヤー を上 額 掲 ヤ 親 率」 に、 ] 会社 げ ベ 口 ベ る とする。 加 1 るとき ] 次 場  $\mathcal{O}$ えて得 項 ス ス 総 合 各 T L Т 0 工 は、 号 ク 区 L た額 ス に A 分 Α ポ 掲 С 第 に С を総 比 げ 応 比 率 項 ジ る じ 率 場合 第二号 工 t を と ク ] 乗 ス 0 あ 該 じ  $\mathcal{O}$ ポ 中 区 る 各 て 額 分  $\mathcal{O}$ 号 得 に は最 に ジ た 最

5 同 上

最 低 所 要内 部 Τ L Α С 額 0 計 算 方 法

第 五. 条 同 上

同 上

最低所要 かな  $\infty$  $\square$ 貧 7,  $\forall$  $\Xi$ 肦 J. 国内基準行の場合は  $\mathbb{H}$ 欭 4 AK 社が国際 4 /% | 統 萬 4 業 (

合は2.25

P/t, TLAC

段階適用の場

合は2、TLAC

完全

滷

 $\mathbb{H}$ 

9

行

ただし、この算式中の「I×P」については、 竹フベフ 14 は、7.1%ーセントとする ジ比率告示第六条第六項の規定の 最終指定親会の適用がある

Lは、3パーセント

2 算 出 内処理対象最終指定親会社が、 当しない主要子会社にあっては、 より算出された額のいずれか大きい額(国際統一基準行に該 本再構築に用いることができる場合には、 実施に当たり預金保険機構に事前に積み立てられた資金を資 前 頭の された額) 規定に を最低 カコ カュ わ いらず、 所要内 部 T L 主要子会社の親 本邦における秩序ある処 第一号に掲げる算式により AC額とすることが 次に掲げる算式に 法 人等であ でき る国 理の 2

略

(注)

Qは、18パーセン

R/は、 3.5%ーセント

Lは、3パーセント 2.25

ただし、  $\cap$ 社レバレッジ比率告示第六条第六項の規定の適用がある NH は、7.1%ーセントとする。 この算式中の「L×P」については 最終指 定親会

ただし、この算式中の「L×P」については Lは、3 パーセント [同上] 用る 卓 ا ا ا ا ただだ  $\cap$ NH 書に規 J. Ж 定す 該比率をもってこれに代える B 金 響小 畑 叫 が別に定

8

(1

 $\cap$ 

 $\cap$ 

比率を適

第一

籴

第十一

同 Ŀ

(注)

Qは、TLAC段階適用の場合は16パーセント、TLAC完 全適用の場合は18パーセント

Rは、TLAC段階適用の場合は2.5パーセント、TLAC

完全適用の場合は3.5パーセント

L/は、 3 パーセント

Pは、TLAC段階適用の場合は2、TLAC完全適 合は2.25 1月の場

ただし、この算式中の「L×P」については、 И 用するときは、 号ただし書に規定する金融庁長官が別に定める比率を適 当該比率をもってこれに代えるこ 第一 籴  $\cap$ 第十一  $\sim$